

学校いじめ防止基本方針

札幌市立栄南中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめの防止は、教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、支援・指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要がある、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える生徒一人一人に応じた支援・指導を、積極的に進めていく必要がある。

以上を踏まえつつ、いじめ問題への対応については遺漏なきを期しつつ、これを推進する必要がある。

2 本校の実態

本校の新生は、小学校2校から入学してくる。人間関係は固定化する傾向があり、1年生では小学校からの人間関係をひきずったままだったり、グループ内での軋轢から不安になったりすることも見られる。

ただ、比較的校内は落ち着いた状況で、学習に取り組む姿勢が見られる。基礎的・基本的なことの定着は図られているが、主体的に学ぼうという意欲に欠けている面がみられる。

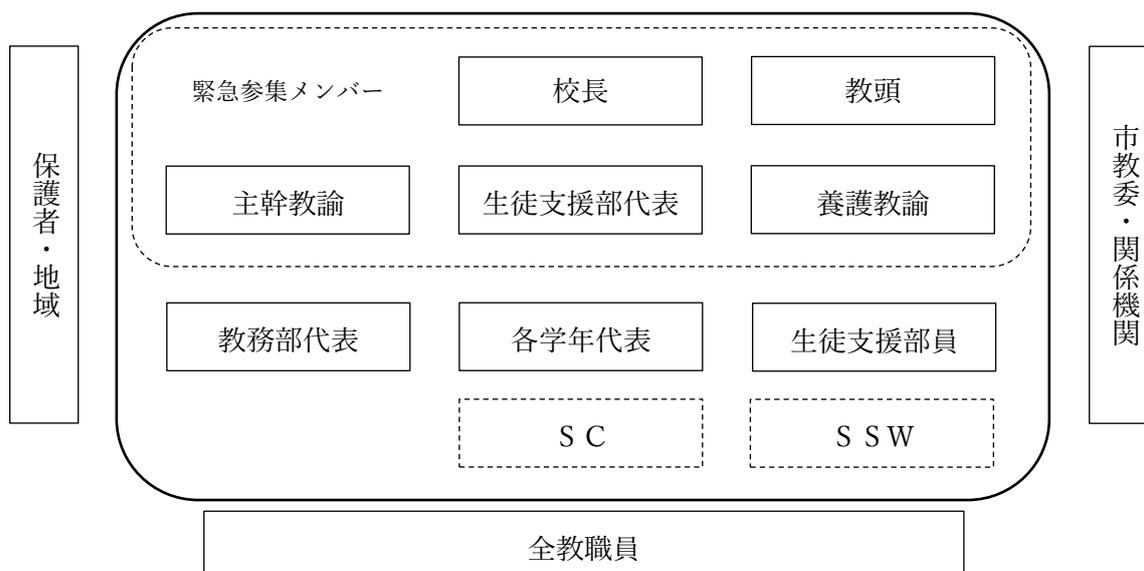
本校では協同的な学習がある場面を、授業の中に取り入れる取組を行っている。生徒相互の学び合いから、お互いを理解し、助け合う雰囲気醸成を狙いつつ自己肯定感の向上を図っていく。

3 いじめ防止対策組織

いじめ防止委員会を設置し、校長が委員長、教頭が副委員長となり、いじめの未然防止やいじめの早期発見について推進し、いじめ事案に関する具体的な対応について検討する。

また、緊急時においては緊急参集メンバーによりいじめ防止委員会を開催し、速やかに対処する。

<いじめ・不登校に対する指導の組織図>



役 職	役 割 分 担
校 長 教 頭	①方針・重点の明確化 ②組織の活性化 ③校内研修の充実 ④保護者面接（必要に応じて） ⑤外部機関・SCなどとの連携 ⑥いじめ防止委員会・緊急参集会議の招集（生徒支援部代表と協議） ⑦マスコミ対応
生徒支援部代表	①情報の集約 ②指導と支援の指示 ③いじめ防止委員会・緊急参集会議の招集（管理職と協議） ④保護者面談（必要に応じて）
各学年 生活係 （学年代表）	①担任のフォローアップ ②生徒指導（事情聴取・説諭） ③管理職、生徒支援部代表への報告・連絡・相談・ 記録（「いじめられている」と回答した生徒の個人票（対応フロー）） ④保護者対応（連絡・事情説明） ⑤保護者面談 ⑥アフターフォロー（解決後の生活の見守り・学年全体への指導と支援）
学級担任 （副担任）	①いじめの早期発見、事実確認 ②学年代表への報告 ③いじめ防止委員会・緊急参集会議での報告 ④生徒指導（事情聴取、説諭） ④保護者対応（連絡、事情説明） ⑥保護者面談 ⑦アフターフォロー（解決後の生活の見守り・学級全体への支援）
養護教諭	①生徒来室状況や相談等の情報提供 ②欠席状況の把握 ③各セクション（担任、学年代表等）との情報交換
SC （相談支援パートナー ・学びのサポーター）	①必要に応じて被害、加害生徒へのカウンセリング ②保護者とのカウンセリング ③対応等に関する助言や支援 ④生徒の状況把握と情報提供

4 いじめ防止等に関する具体的な取組

【未然防止】

- 学校安全計画に「いじめ防止」「命を大切にする指導」の位置づけ
- 協同学習を取り入れた「学び合い学習」の推進（相互理解、助け合い）
- 道徳教育の充実生命尊重・思いやり（ピア・サポート）・個性の尊重寛容の精神を重視し、生徒・保護者対象の情報モラル講習会の開催（ネットいじめへの対応）
- 生徒会など生徒自身によるいじめ防止のための取組
- PTA総会や青少年健全育成推進会等での「学校いじめ防止基本方針」の説明
 - 保護者・地域による見守りの促進
- 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載
- 外部での教員研修受講の促進
 - 教員によるいじめの認知行動の深化

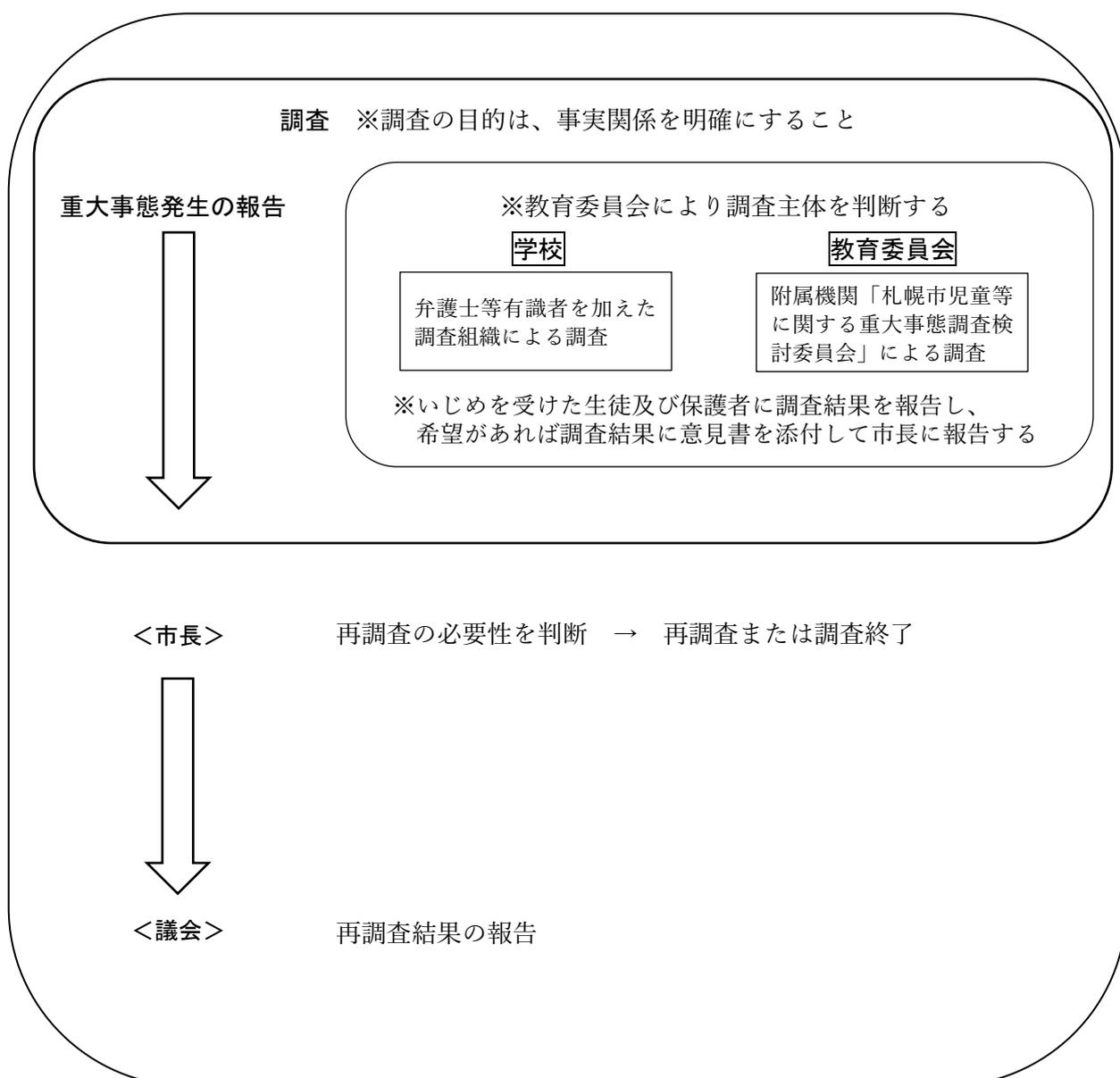
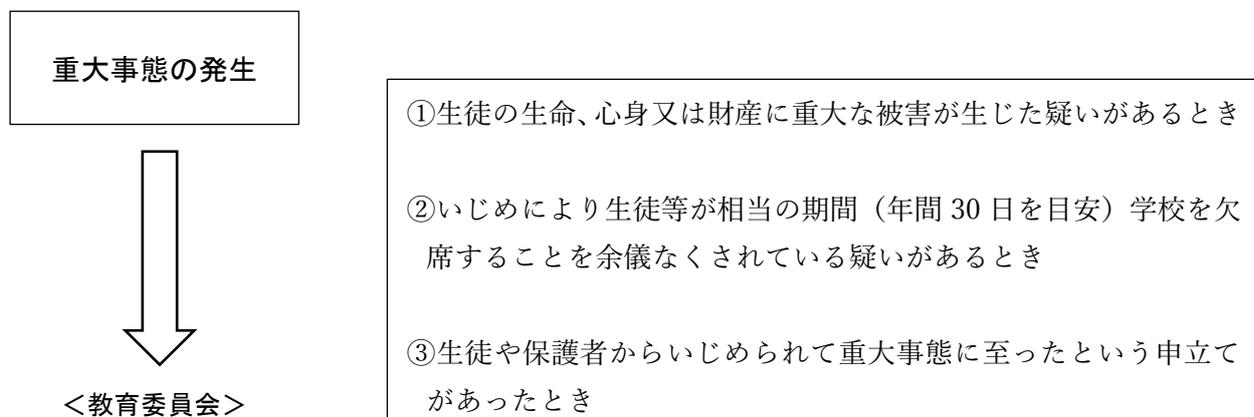
【早期発見】

- 教育相談の重視（5月、11月に教育相談週間の設定）
- SCとの連携及び相談支援パートナーと学びのサポーターの活用
- 職員会議ごとの情報交流
- 悩みやいじめに関するアンケートの実施（6月学校独自、11月全市調査、1月学校独自）
- アセス調査の実施（6月、11月、1月）
- 生徒指導研修会（年4回、生徒理解の交流を含む）
- 学びの支援委員会で生徒の情報交流
- ネットいじめの発見のためにネットパトロールの活用

【いじめへの対処】

- 発見時の早期対応
 - ・初期対応（事実確認）の迅速化
 - ・組織での対応（一人での判断は不可）
 - ・情報の共有化（「いじめられている」と回答した生徒の個人票（対応フロー）の活用）
 - ・被害生徒の対応（身の安全の確保など、必要に応じて関係機関との連携）
 - ・加害生徒の対応（表面的な事実のみではなく、背景にある要因を理解し、保護者と連携）
 - ・関係機関（警察・教育委員会など）との連携
- いじめ対応後の振り返り
 - ・経過観察（保護者との協力）
 - ・研修等での対応事例の分析

5 重大事態発生の対応フロー



6 いじめ防止等に関する取組の年間計画

月	いじめ防止委員会	未然防止	早期発見	保護者・地域との連携	
4	P ↓ いじめ防止委員会	「学校いじめ防止基本方針」の確認 研修会①② いじめ防止委員会	S Cや学びのサポーター・相談支援パートナーの生徒・保護者への周知	特別支援教育コーディネーターの生徒・保護者への周知	P T A 総会 学年・学級 P T A
5	D ↓ いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	生徒総会(例) いじめ防止宣言採択	教育相談週間①	
6	C ↓ いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	アセス検査実施 【学びの支援委員会】	悩みやいじめアンケート①	青少年健全育成推進会
7	A ↓ いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	コミュニケーションスキル活動		
8	研修会③ いじめ防止委員会	生徒会(例) いじめ撲滅標語コンクール	命の大切さを見つめなおす月間		
9	いじめ防止委員会				
10	いじめ防止委員会				
11	いじめ防止委員会	アセス検査実施② 【学びの支援委員会】			
12	(P) ↓ いじめ防止委員会 教師アンケート実施			保護者アンケート実施	
1	D ↓ いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	アセス検査実施③	悩みやいじめアンケート③	学校評議委員会 学校関係者評価の実施
2	C ↓ A いじめ防止委員会 教師アンケート 検証(年間反省)				アンケート集計結果の提示 学校関係者評価の検証 新入生保護者説明会 青少年健全育成推進会
3	いじめ防止委員会 研修会④(総括)	新入学生徒に関する情報交流(小学校) 【学びの支援委員会】			
通年	職員会議等における情報交流 いじめ防止委員会は毎月定期開催	非行防止教室(TV放送) 集会・学校だよりにおける校長講話 道徳教育の充実 できる・わかる・楽しい授業の充実 委員会・係活動の充実 部活動の充実	健康観察実施 SCによる相談・たより発行	いじめ防止、ネットモラル等に関わる啓発文書の配布	